令和8年度 第2回
市営住宅・花畑コミュニティ住宅
入居申込案内（抽選方式）

目　次　（ページ）

1	申込みから入居までの流れ	1
2	市営住宅入居申込みについて	2
3	花畑コミュニティ住宅入居申込みについて	4
4	申込みにあたって	6
5	申込方法	7
6	家賃、敷金について	9
7	随時募集について	13
8	特定公共賃貸住宅について	14
9	申込書の書き方	15

この入居申込案内および別紙の入居者募集要項（この冊子に差込）をよくお読みいただき、お申込みください。

久留米市営住宅管理センター
電話（0942）48－7025
FAX（0942）48－7026

お申込みの皆様へ（必ずお読みください）

①共同住宅のルールは守る義務があります。

ペット飼育(餌付け含む)・騒音・不法駐車等で、他人に迷惑をかけてはいけません。その他、法律・条例等で定められているルールを守っていただきます。

②管理組合（自治会等）の活動にご協力ください。

外灯・階段灯・エレベーター等の電気代や共有水栓の水道代など、入居者が共同で使用する費用は、共益費として家賃以外に入居者全員で負担していただきます。

また、共同住宅で気持ちよく生活するためには、清掃活動など管理組合(自治会等)へ積極的に参加・協力していただく必要があります。

また、住宅もしくは棟ごとに入居者による推薦で、住宅管理人をしていただく場合があります。

③家賃を延滞すると、住宅の明渡しを求めることがあります。

家賃のお支払いを3ヶ月以上延滞すると、入居許可の取消し、住居の明渡し(法的措置)を求めることがあります。

④敷金は、入居時の家賃3か月分です。

入居資格審査の後、カギ渡し（入居契約）の時に、お支払いをお願いします。

お預かりした敷金は、退去の際の未納分の家賃及び畳の表替え、襖・障子の張替えの費用に充当します。

⑤網戸・カーテンレールのご用意が必要です。

市営住宅には原則、網戸・カーテンレールを設置していませんので、入居者自身で用意していただきます。

⑥退去の際は、負担していただく補修費用があります。

退去の際、畳の表替え、襖・障子の張替えの費用を負担していただきます。

1 申込みから入居までの流れ

※各項目の詳細は別紙の入居者募集要項を参照してください。

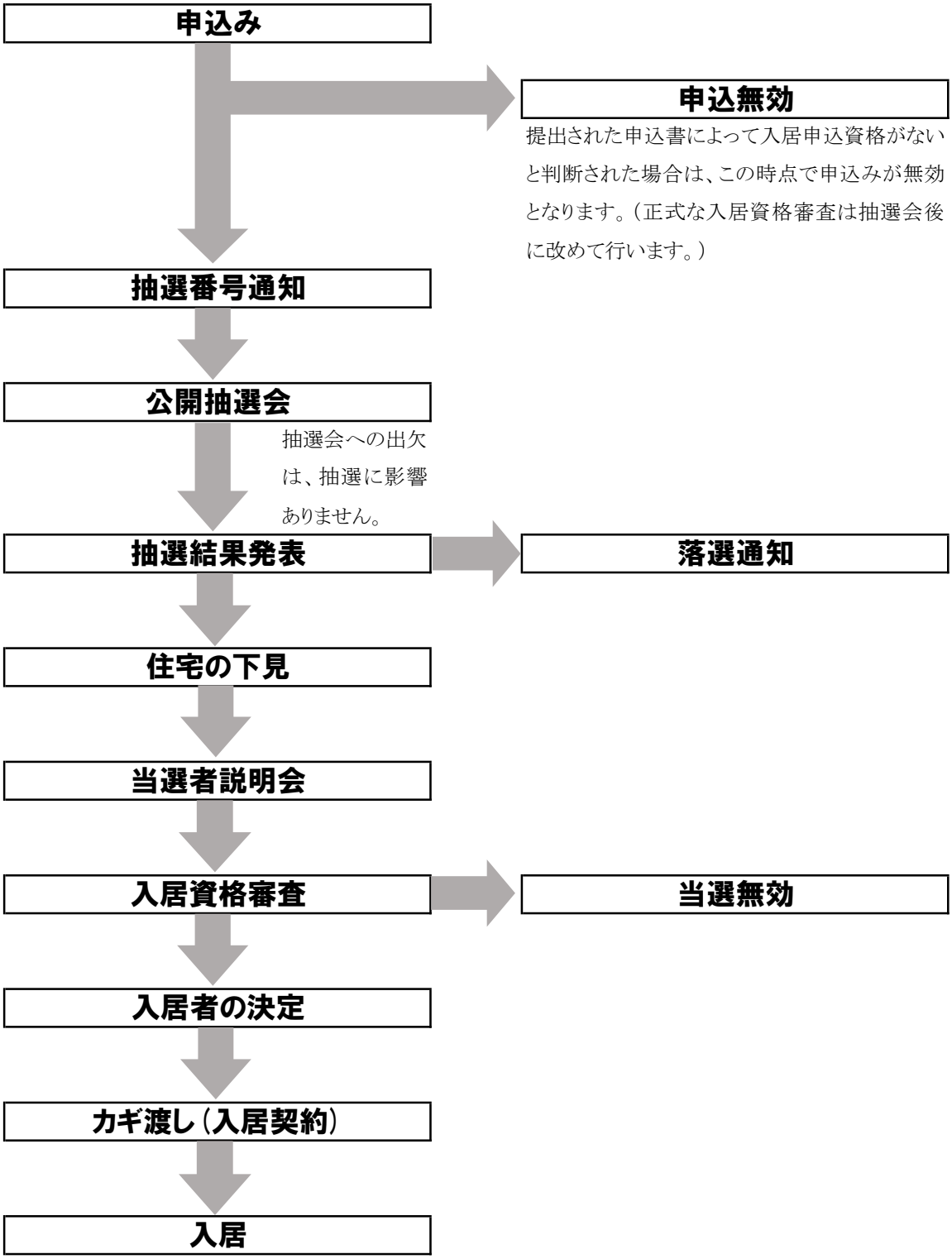

2 市営住宅入居申込みについて

1．申込み資格について

次の(1)～(10)**条件をすべて満たす必要があります**。
（資格の基準日は申込受付期間の最終日です）

（1）原則として次の同居親族がある方

・ 配偶者（住民票の続柄が「未届の夫」または「未届の妻」の方及び
福岡県パートナーシップ宣誓書受領証カードの交付を受けている方も含む）
・ 婚約者(ただし入居許可日には入籍の状態にあること)
・ 6親等以内の血族または3親等以内の姻族

戸籍上離婚していない夫婦の一方での入居（いわゆる別居状態）は原則認めません
ただし、母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条に該当する世帯は除きます

●【世帯向住宅の申込みについて】

・ 上記の同居親族と同居予定の方

●【多子世帯向住宅の申込みについて】

・ 上記の同居親族と同居予定の方で、18歳未満の子ども（胎児含まず）を3人以上含む世帯の方
（対象住宅が無い場合もあります。）

●【単身者向住宅の申込みについて】(注)を参照

・ 次の各号（ア～コ）のいずれかに該当する方
ア. 60歳以上である方
イ. 身体に障害があり、障害の程度が身体障害者手帳1級～4級程度である方
ウ. 精神に障害があり、障害の程度が精神障害者保健福祉手帳1級～3級程度である方
エ. 知的障害者で、最重度から軽度の知的障害と判定された方
オ. 戦傷病者手帳の交付を受けている方
カ. 原子爆弾の被爆者で医療交付について厚生労働大臣の認定を受けている方
キ. 生活保護を受けている方
ク. 海外からの引揚者で、5年を経過していない方
ケ. ハンセン病療養所入所者等である方
コ. DV被害者で、配偶者暴力防止等法に基づく、一時的な保護又は保護が終了して5年を経過していない方、若しくは保護命令の申し立てを行った方で命令の効力が生じた日から5年を経過していない方

●【要件緩和住宅の申込みについて】(注)を参照

・ 同居親族の有無に関係なく申込みができる住宅です。60歳未満の単身者でも申込みが可能です。

※ 世帯で申し込まれる場合は、部屋の面積や間取りをご確認ください。

（注）単身で入居していただく場合、身体上、または精神上の理由で常時介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることができない、または、受けることが困難であると認められる方は申込みできません。必要に応じて、面接又は福祉部局への照会等をすることがあります。

(2) 現在、住宅に困っている方（原則として持ち家のないこと）

(3) 申込者が久留米市内に居住しているか、または勤務先が市内である方

※今回の申し込みについては、9月25日に久留米市内に居住または勤務先がある方が対象です

(4) 入居しようとする方全員が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員でない方

(5) 日本国籍の方、または下記のいずれかに該当する外国人の方

- 「出入国管理及び難民認定法」（昭和26年政令第319号）第22条第2項（第22条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定により永住許可を受けた方
- 「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」（平成3年法律第71号）第3条、第4条および第5条に定める特別永住者として許可を受けた方
- 1年以上の在留期間が決定されている中長期在留者

(6) 成年の方

(7) 公営住宅は、申込者および同居者の月収額の合計が158，000円以下（裁量階層に該当する場合は　214，000円以下）の方
改良住宅は、申込者および同居者の月収額の合計が114，000円以下（裁量階層に該当する場合は　139，000円以下）の方

月収額の算出は9～11ページをご参照ください。
公営住宅または改良住宅は募集住宅一覧の区分の欄を確認してください。

「裁量階層」とは、次のいずれかに該当する世帯で、入居申込み資格の収入基準（上限）が通常の世帯より高く設定されています。

1. 入居者が60歳以上の方であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上または18歳未満の方で構成される世帯
2. 身体障害者（身体障害者手帳1～4級程度）の方がいる世帯
3. 精神障害者（精神障害者保健福祉手帳1級～2級程度）の方がいる世帯
4. 知的障害者（療育手帳重度または中度程度）の方がいる世帯
5. 戦傷病者手帳の交付を受けている方(恩給表別表の特別項症～6項症および第1款症)がいる世帯
6. 被爆者健康手帳の交付を受けている方で、かつ被爆の影響で医療の給付を受けていることを厚生労働大臣から認定された方がいる世帯
7. 海外からの引揚者（厚生労働大臣が証明した人）で引き揚げた日から起算して5年を経過していない方がいる世帯
8. ハンセン病療養所入所者等がいる世帯
9. 子育て世帯（小学校就学前の子どもがいる世帯）

(8) 過去において市営住宅等に入居していた方については、不正な使用(無断退去・家賃滞納等)などをしたことがない方

(9) 原則、次の条件を満たす緊急時の連絡先を確保できる方

ア. 親族であること。
イ. 久留米市内に居住していること。
ウ. 個人の場合、成年であること。

(10) 入居する世帯全員が、住宅における共同生活を円満に営むことができる方

3 花畑コミュニティ住宅入居申込みについて

1．申込み資格について

次の(1)～(10)**条件をすべて満たす必要があります**。
（資格の基準日は申込受付期間の最終日です）

(1) 次の同居親族で構成される、18歳未満または60歳以上の方を含む、3人以上の世帯の方

- 配偶者（住民票の続柄が「未届の夫」または「未届の妻」の方及び
  福岡県パートナーシップ宣誓書受領証カードの交付を受けている方も含む）
- 婚約者(ただし入居許可日には入籍の状態にあること)
- 6親等以内の血族または3親等以内の姻族

戸籍上離婚していない夫婦の一方での入居（いわゆる別居状態）は原則認めません
ただし、母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条に該当する世帯は除きます

(2) 現在、住宅に困っている方（原則として持ち家のないこと）

(3) 申込者が久留米市内に居住しているか、または勤務先が市内である方

※今回の申し込みについては、9月25日に久留米市内に居住または勤務先がある方が対象です

(4) 入居しようとする方全員が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員でない方

(5) 日本国籍の方、または下記のいずれかに該当する外国人の方

- 「出入国管理及び難民認定法」（昭和26年政令第319号）第22条第2項（第22条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定により永住許可を受けた方
- 「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」（平成3年法律第71号）第3条、第4条および第5条に定める特別永住者として許可を受けた方
- 1年以上の在留期間が決定されている中長期在留者

(6) 成年の方

(7) 申込者および同居親族の月収額の合計が 487，000円以下の方

月収額の算出は9～11ページをご参照ください。

(8) 過去において市営住宅等に入居していた方については、不正な使用(無断退去・家賃滞納等)などをしたことがない方

(9) 原則、次の条件を満たす緊急時の連絡先を確保できる方

ア. 親族であること。
イ. 久留米市内に居住していること。
ウ. 個人の場合、成年であること。

(10) 入居する世帯全員が、住宅における共同生活を円満に営むことができる方

2. 優遇措置について

下記の(1)、(2)のいずれかに該当する方のいる世帯については、2つの抽選番号（連番）を割り当てます。(1)、(2)どちらにも該当する世帯には3つの抽選番号(連番)を割り当てます。

（1）多子世帯

・ 18歳未満の子ども（胎児を含まない）が現に3人以上からなる世帯

（2）障害者世帯

・ 身体障害者にあっては身体障害者手帳を所持している方（障害の度合いは4級以上）
・ 精神障害者にあっては精神障害者手帳を所持している方(障害の度合いは2級以上)
・ 知的障害者にあっては療育手帳を所持している方(障害の度合いは中度以上)

※ 該当する場合は**申込書裏**の**「花畑コミュニティ住宅の優遇措置に該当する方のみ記入してください」の部分の「多子世帯」「障害者世帯」に〇印を記入**してください。
※ **記入されてない場合は優遇措置は適用できません。**
※ 資格審査の際に上記（1）（2）を**確認できる書類を提出できなかった場合は当選無効**となります。

4 申込みにあたって

1. 申込み無効について

次のような場合は、**申込み無効**とします。また、当選後に判明した場合、**当選無効**となります。

1. 申込期間外に申込みしたとき。
2. 希望住宅番号の未記入や誤記入、また複数の記入をして、申込みしたとき。
3. 所定の申込書や電子申請以外で申込みしたとき。
4. 申込事項について虚偽の事実が判明したとき。
   （入居決定後であっても入居の許可は取り消します）
5. 入居申込資格に該当しないとき。（申込書に必要な記載がない場合、不備がある場合も含む）
6. 重複で申込みをしたとき。（同時に実施する別枠市営住宅入居者募集との重複は除く）
   例）・1世帯で2通以上申込みしたとき。
   ・申込者又は同居者として申込書に記載のある方が、他の世帯で申込みをしたとき。
   ・家族を不自然に分割して申込んだとき。
   ・一般募集と別枠募集とで、違う世帯で申込みをしたとき。
   ※ いずれの場合も全ての申込みが無効となります。
7. 当選者説明会に必要な書類を指定期限までに提出しないとき。
8. 先に抽選を行う、別枠市営住宅入居者募集において当選したとき。
9. 前回、前々回の募集において、当選後に入居を辞退したとき、または辞退の取扱となったとき。

2. 注意事項

1. 原則として、持ち家がある方は申込みできません。（同居しようとする方に持ち家がある場合も同様です。）
2. **申込書に記載した方全員が、入居許可日から10日以内に入居することが必要です。**
3. 申込後、同居者の変更（出生、死亡の場合を除く）は認めません。婚約者が変わったときも同じです。
4. 市町村発行の所得証明書を提出できない方（未申告者）は、無効となります。

3. 辞退について

次のような場合は、**辞退**の意思表示とみなし、辞退として取り扱います。また、**当選後に辞退**した場合は次回、次々回の申込みが無効となります。（ただし、随時募集には申込みできます。）

1. 当選した方で、入居資格審査最終日までに連絡がとれないとき。
   入居するまでの間に、住所や電話番号が変わるときは、必ず久留米市営住宅管理センターまでご連絡下さい。
2. 当選者説明会を無断で欠席したとき。

5 申込方法

1．申込み

(1) 申込みは、1世帯につき1住宅のみ申し込むことができます。

希望住宅を**1つ**選んで、「希望住宅番号」欄に記載している番号 （記入例：12 など）を記入して下さい。**希望住宅番号の記入がない場合、複数の記入がある場合、募集対象外の住宅番号の記入がある場合等は、無効となります。**

(2) 申込書は、ペンまたはボールペン（「消せるボールペン」は不可）で正確に記入してください。

・ 申込者氏名

略字などは使わずに、かい書ではっきりと書いてください。「フリガナ」も必ず記入してください。
申込者は原則として世帯主としますが、特殊な事情があるときは**生計の主たる維持者**が申込者となります。

・ 申込者氏名、生年月日、年齢、住所

住所は番地まではっきり、郵便番号や電話番号も忘れずに記入してください。
アパートなどの方書きや間借りをしている場合は、「○○様方」まで詳しく記入してください。入居するまでの間に住所や電話番号が変わるときは、必ず久留米市営住宅管理センターまでご連絡ください。

・ 勤務先

申込者の勤務あるいは経営する事業所の所在地、名称、電話番号を記入してください。
特定の勤務先がない場合は職業を記入してください。 （例）フリーカメラマン、画家など
※この場合は自宅等の確実な住所と連絡先を記入してください。
無職や年金受給者は所在地の欄に「無職」「年金受給者」と記入してください。

・ 入居する者

入居する人全員を記入してください。
「続柄」は、申込者から見た関係を記入してください。
記入例：配偶者の場合は「夫」「妻」、孫の場合は「子の子」
申込時点で婚約中の場合、続柄は「婚約者」と記入してください。
現住所が申込者の住所と異なる場合のみ、各自の現住所を記入してください。
申込み後、同居者の変更（出生、死亡の場合を除く）は認めません。

・ 住宅状況調査

現在お住まいの住宅に○をつけてください。
単身での申込みの場合、単身者入居資格について、該当する番号に必ず○をつけてください。
（要件緩和住宅は除く）

※ お申込み（ご連絡先）の住所は、郵便が届く住所を正確に記入してください。
抽選番号連絡等の通知が宛先不明等で返送されても、郵送したものとみなします。

(3) インターネットを利用して、申込み（電子申請）ができます。

利用される場合は久留米市営住宅管理センターのホームページにアクセスしてください。
公的個人認証やID、パスワードの取得などの面倒な事前準備は必要ありません。

★ ホームページはこちらから

URL： https://kurume-shijyu.com/

※書面による申込みと電子申請との**二重の申込みをされた場合はすべてが無効**となります。

6 家賃、敷金について

1. 月収額の計算方法

年間総所得金額 B 9～11ページの(1) 参照	基礎控除振替分の 控除 下記の※参照	控除金額の合計 C 11ページの(2) 参照	**月収額 D** 3ページの(7) 参照
円 ―	―	円 ＝	円/月
12ヶ月			

※ 基礎控除振替分の控除
給与所得または年金収入に係る雑所得を有する者の所得額から、年額10万円を限度（所得額が10万円未満の場合はその額）に基礎控除の振替分として控除します。

(1) 年間総所得金額Bの計算方法

入居申込者および同居予定者のなかで、2人以上収入がある場合はそれぞれ年間総所得金額Bを計算し合算してください。

生活保護の各種扶助料、失業給付金、老齢福祉年金、遺族年金、児童手当、児童扶養手当などの税法上非課税扱いとなるものや仕送り、一時的な所得は収入としません。

ア. 源泉徴収票または所得証明書がある方。（下図の年間総所得金額Bの欄を参照）

源泉徴収票の場合

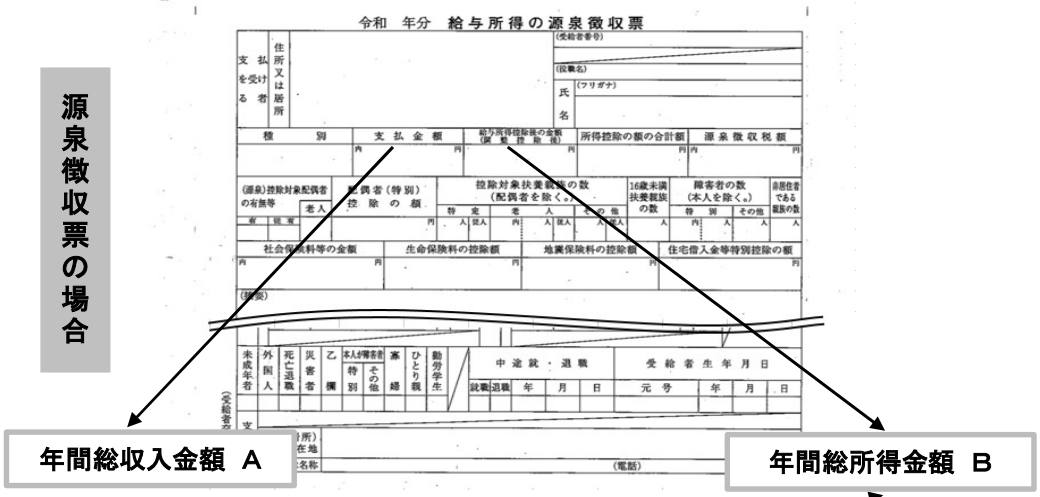

所得証明の場合

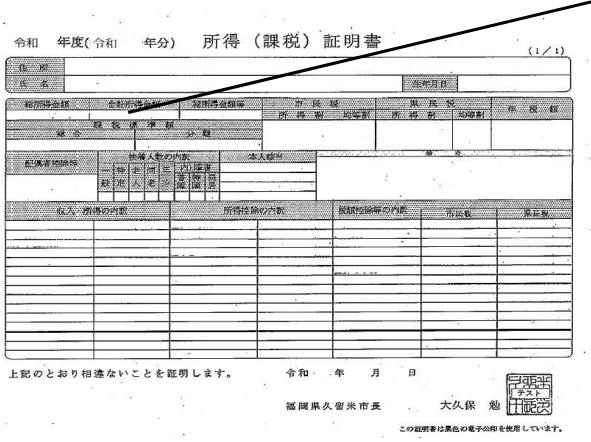

イ. 源泉徴収票または所得証明書がない方

下記を参考に【年間総収入金額 A】から【年間総所得金額 B】を算出してください。

イ－1 給与の場合

<table>
<tr><th colspan="4">年間総収入金額 A(円)</th><th colspan="2">年間総所得金額 B(円)</th></tr>
<tr><td>a</td><td colspan="3">650,999円以下</td><td colspan="2">0円</td></tr>
<tr><td>b</td><td>651,000円</td><td>～</td><td>1,899,999円</td><td colspan="2">収入額－650,000円</td></tr>
<tr><td>c</td><td>1,900,000円</td><td>～</td><td>3,599,999円</td><td rowspan="2">1. 収入額÷4＝A’(1,000円未満切捨て)
2. 右の表のA’に当てはめてください</td><td>A’×2.8－80,000円</td></tr>
<tr><td>d</td><td>3,600,000円</td><td>～</td><td>6,599,999円</td><td>A’×3.2－440,000円</td></tr>
<tr><td>e</td><td>6,600,000円</td><td>～</td><td>8,499,999円</td><td colspan="2">収入額×0.9－1,100,000円</td></tr>
</table>

※転職または就職して1年に満たない場合の【年間総収入金額 A】は下の計算で1年間の収入に換算してください。その【年間総収入金額 A】から【年間総所得金額 B】を算出してください。

$$\frac{\text{就職した月の翌月から申込みの前月までの収入(税込み)の合計}}{\text{就職した月の翌月から申込みの前月までの月数}} \times 12$$

イ -2 公的年金（雑所得）の場合

年齢	年間総収入金額 **A**(円)	年間総所得金額 **B**(円)
65	130 万円未満	A － 600,000
歳	130 万円以上 ～ 410 万円未満	A × 0.75 － 275,000
未	410 万円以上 ～ 770 万円未満	A × 0.85 － 685,000
満	770 万円以上	A × 0.95 － 1,455,000
65	330 万円未満	A － 1,100,000
歳	330 万円以上 ～ 410 万円未満	A × 0.75 － 275,000
以	410 万円以上 ～ 770 万円未満	A × 0.85 － 685,000
上	770 万円以上	A × 0.95 － 1,455,000

※1円未満の端数は切り捨てます。

※マイナスは0円です。

イ -3 給与所得者および公的年金（雑所得）以外の場合（自営業・利子・配当所得等）

【年間総収入金額 **A**】－【必要経費】＝【年間総所得金額 **B**】となります。

※確定申告書や市・県民税の申告の写し等で確認ください。

(2) 控除金額の合計 C 計算方法

下の表にしたがって計算してください。

控除の種類	内容	控除金額
同居者および扶養親族控除	申込者を除く同居者および所得税の控除を受けている親族	380,000 円×（ ）人 原則「入居者数－1人」
老人扶養親族控除（控除対象配偶者含む）	同一生計配偶者または、扶養親族のうち、年齢が70歳以上の人	100,000 円×（ ）人
特定扶養親族控除	配偶者を除く扶養親族のうち16歳以上23歳未満の人	250,000 円×（ ）人
障害者控除	申込者、同居者および扶養親族の中で障害のある方	270,000 円×（ ）人
特別障害者控除	申込者、同居者および扶養親族の中で重度の障害者の方 ・身体障害：1・2級 ・精神障害：1級 ・知的障害：A・A1・A2	400,000 円×（ ）人
ひとり親控除	婚姻をしていない又は配偶者と離婚・死別等した後に婚姻または事実婚状態にない人で、生計を一にする子（所得48万円以下かつ他者の扶養になっていない）を有し、合計所得額が500万円以下である人	その人の所得から35万円を限度に控除
寡婦控除	上記のひとり親控除には該当せず、事実婚状態にない人で、以下のいずれかの要件を満たす人。①夫と離別した人で、扶養親族があり、合計所得額が500万円以下である人②夫と死別等した人で、合計所得額が500万円以下である人	その人の所得から27万円を限度に控除

控除金額の合計 C：　　円

2. 敷金、家賃について

(1) 入居時の敷金について

入居の際、納入していただく敷金は、**入居時の家賃の3ヶ月分**です。
お預かりした敷金は、退去の際の未納分の家賃及び畳の表替え、襖・障子の張替えの費用に充当します。

(2) 入居後の家賃について

家賃は、入居者の収入等により決定します。収入状況は毎年変動するため、**毎年7～8月頃に世帯全員の前年の収入を申告**していただき、これに基づき次年度の家賃を決定します。未申告の場合、収入認定ができないため、近傍同種の住宅の家賃(**民間並みの家賃**)となります。

3. 駐車場について

駐車場については、各住宅・団地で取り扱いが違いますので、お申し込み時にご相談ください。
(台数については原則、1世帯につき、1台です。)

7 随時募集について

年3回行う定期募集のほかにも、先着順で申込みいただける随時募集を行っています。

1．申込受付期間

開設期間

月～金曜日　8:30-17:30
毎週木曜日　8:30-19:00
第 3土曜日　8:30-17:30

通年受付　※先着順

ただし、住宅一覧の更新は4月・8月・12月に行います。

各更新日は9:00から9:30までに受付された方を対象に申込順の抽選を行います。

2．申込書受付先

久留米市営住宅管理センター

各総合支所、各市民センターでの受付はしておりません。

郵送、電子申請での申込みはできません。

3．申込方法

久留米市営住宅管理センター窓口にて、申込書を記入・提出

久留米市営住宅管理センター窓口でのみ、対象住宅の一覧と申込状況を掲示しております。

4．注意事項

定期募集との重複申込みはできません。

通常、申込みから約1ヶ月～1ヶ月半後に入居契約となります。ただし、お部屋によっては例外もございますので、詳細は窓口までお問い合わせください。

8 特定公共賃貸住宅について

市営住宅入居申込の他に中堅所得者向け特定公共賃貸住宅の入居者を随時募集にて受け付けております。(下記参照)

特定公共賃貸住宅の入居申込案内は久留米市営住宅管理センターにて配布しておりますので気軽におたずね下さい。

対象の空き部屋がなくなった場合は随時募集を終了いたします。

住宅名	日の出コーポ	間取り	3LDK
所在地	久留米市日ノ出町13-3	専有面積	71.7㎡
建物構造	鉄筋コンクリート造6階建	家賃	71,000円
最寄駅	JR久留米駅、西鉄櫛原駅	敷金	3ヶ月分
設備概要	シャワー、給湯3箇所、 エレベーター、バルコニー等	管理費	別途(共用電気代)
		駐車場	普通4,500円 軽 4,000円 (原則1台)
建築年	平成9年		

住宅名	コーポラス浮島	間取り	3LDK
所在地	久留米市城島町浮島240	専有面積	76.57㎡
建物構造	鉄筋コンクリート造3階建	家賃	47,000円
最寄駅	西鉄大溝駅から8km程度	敷金	3ヶ月分
設備概要	シャワー、給湯3箇所、 バルコニー等	管理費	別途(共用電気代・浄化槽代)
		駐車場	普通1,000円 軽 1,000円
建築年	平成14年		

★特定公共賃貸住宅には家賃減額制度があります★

【減額の対象】

入居者が、以下のいずれかに該当する場合。

①18歳未満であること

②60歳以上であること

③身体障害者手帳の交付を受けていること

④精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていること

⑤療育手帳の交付を受けていること

減額内容	日の出コーポ	コーポラス浮島
対象者1事由につき	5,000円	3,000円
1世帯の減額上限	15,000円	9,000円

※年齢の基準日は申請年度の4月1日となります

※上記①～⑤の複数の項目に該当する場合は、1世帯の減額上限まで対象となります。(1人で複数該当する場合も同様)

9 申込書の書き方（記入例）

表面

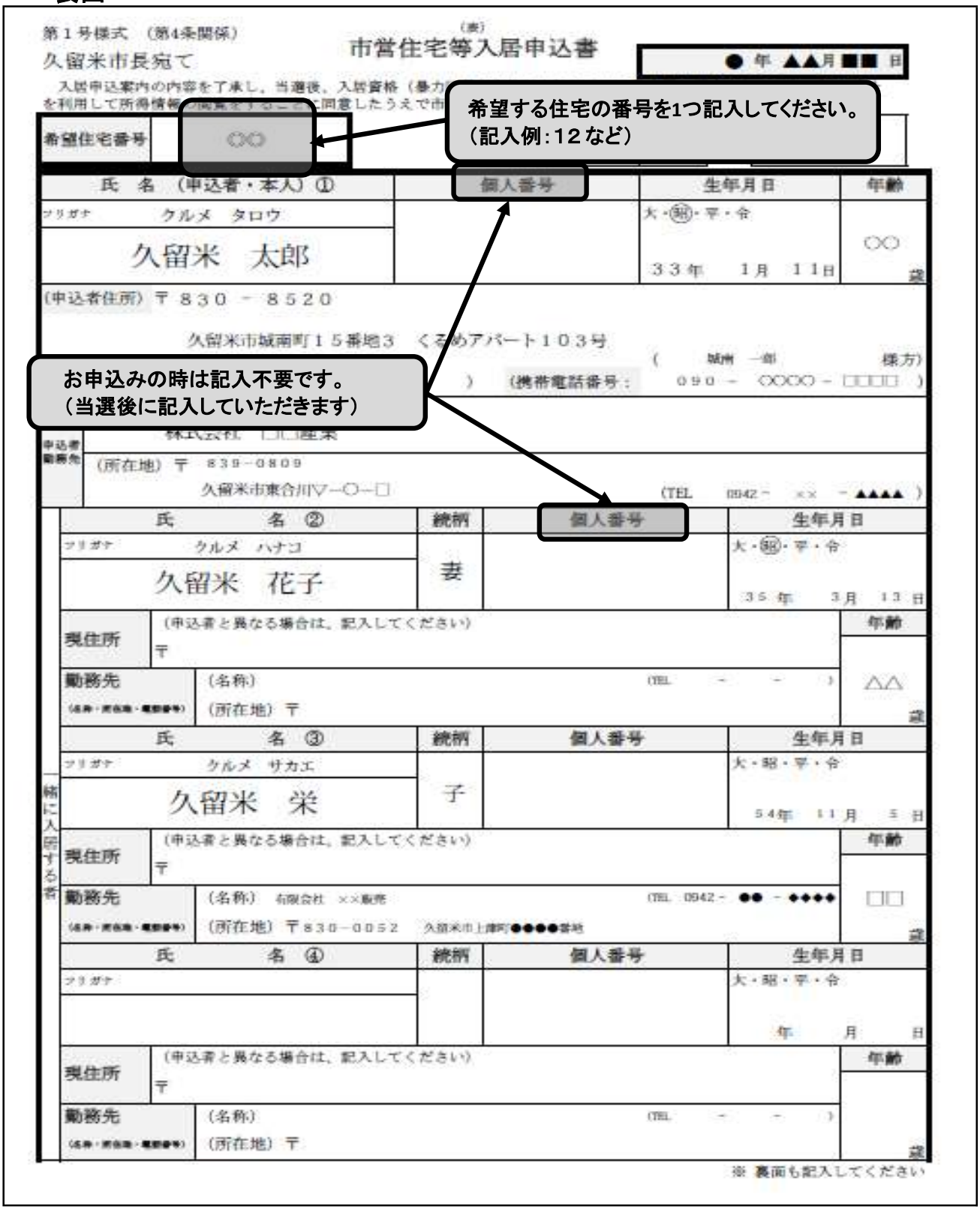

第１号様式　（第4条関係）

（表）

市営住宅等入居申込書

久留米市長宛て

● 年 ▲▲月 ■■ 日

入居申込案内の内容を了承し、当選後、入居資格（暴力
を利用して所得情報の閲覧をすることに同意したうえで市

希望住宅番号　○○

希望する住宅の番号を1つ記入してください。
（記入例：１２など）

氏　名　（申込者・本人）①	個人番号	生年月日	年齢
フリガナ　クルメ　タロウ 久留米　太郎		大・㊄・平・令 ３３年　１月　１１日	○○ 歳

（申込者住所）〒８３０－８５２０

久留米市城南町１５番地３　くるめアパート１０３号

（　城南　一郎　様方）

（携帯電話番号：０９０－○○○○－□□□□）

お申込みの時は記入不要です。
（当選後に記入していただきます）

申込者勤務先　株式会社　□□産業

（所在地）〒８３９－０８０９

久留米市東合川▽－○－□　（TEL　0942－××－▲▲▲▲）

氏　名　②	続柄	個人番号	生年月日
フリガナ　クルメ　ハナコ 久留米　花子	妻		大・㊂・平・令 ３５年　３月　１３日

現住所　（申込者と異なる場合は、記入してください）〒　　年齢

勤務先（名称・所在地・電話番号）　（名称）　（TEL　－　－　）　△△ 歳

（所在地）〒

氏　名　③	続柄	個人番号	生年月日
フリガナ　クルメ　サカエ 久留米　栄	子		大・昭・平・令 ５４年　１１月　５日

現住所　（申込者と異なる場合は、記入してください）〒　　年齢

勤務先（名称・所在地・電話番号）　（名称）　有限会社　××販売　（TEL　0942－●●－◆◆◆◆）　□□ 歳

（所在地）〒８３０－００５２　久留米市上津町●●●●番地

氏　名　④	続柄	個人番号	生年月日
フリガナ			大・昭・平・令 年　月　日

現住所　（申込者と異なる場合は、記入してください）〒　　年齢

勤務先（名称・所在地・電話番号）　（名称）　（TEL　－　－　）　歳

（所在地）〒

※ 裏面も記入してください

一緒に入居する者

裏面

（裏）

一緒に入居する者	氏　名 ⑤	続柄	個人番号	生年月日
	フリガナ			大・昭・平・令　年　月　日
	現住所	（申込者と異なる場合は、記入してください）〒		年齢
	勤務先（名称・所在地・電話番号）	（名称）（TEL　－　－　）（所在地）〒		歳
	氏　名 ⑥	続柄	個人番号	生年月日
	フリガナ			大・昭・平・令　年　月　日
	現住所	（申込者と異なる場合は、記入してください）〒		年齢
	勤務先（名称・所在地・電話番号）	（名称）（TEL　－　－　）（所在地）〒		歳

住宅状況調査

現住宅	自分の持ち家・親族の持ち家・賃貸（アパート）・マンション・一戸建） ・社宅・寮・他の公営住宅（県営住宅・市営住宅）・その他

市営住宅に申し込んだ理由を記入してください。（該当する項目の番号に○印をつけてください。）

①．現在、住んで
2．現在、住んで
3．現在、住んで
4．久留米市外に
5．その他（以下に理由を記入してください。）

申し込んだ理由の該当する項目の番号に○印をつけてください。
「5. その他」を選んだときは、下のスペースに理由を記入してください。

※ これより下は、該当する方のみ記入してください

● 単身者向け住宅に入居申込みの方のみ記入してください

単身者入居資格について（該当する項目の番号に○印をつけてください。）　※複数回答可

1．６０歳以上
2．身体に障害
3．精神に障害
4．知的障害者
5．戦傷病者手
6．原子爆弾の被爆者である。
7．生活保護を受けている。
8．海外からの引揚者である。
9．ハンセン病療養所入居者等である。
10．ＤＶ被害者である。

※ ただし、単身で入居していただくため、身体上、または精神上の理由で同伴介護を必要とし、かつ、同伴においてこれを受けることができない又は受けることが困難であると認められる方は申込みできません。必要に応じて、診断又は福祉事務所への照会等をすることがあります。

単身者向け住宅に申込みの場合は、1～10の該当する番号に
○印をつけてください。（複数回答可）

※いずれかにも該当しない方は、申込みができません。

● 花畑コミュニティ住宅の優遇措置に該当する方のみ記入してください

花畑コミュニティ住
（1）多子世帯

花畑コミュニティ住宅に申込みで、5ページの優遇措置に該当する場合は、
○印をつけてください。（複数回答可）